

議案第 98 号

鳥取中部ふるさと広域連合規約を変更する協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 1 項の規定により、次のとおり鳥取中部ふるさと広域連合規約の一部を変更する協議をすることについて、同法第 291 条の 11 の規定により、本議会の議決を求める。

平成 24 年 12 月 10 日

三朝町長 吉 田 秀 光

鳥取中部ふるさと広域連合規約の一部を改正する規約

鳥取中部ふるさと広域連合規約（平成 10 年県指令市振 3 第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の変更前の欄中下線が引かれた部分（以下「変更部分」という。）を当該変更部分に対応する同表の変更後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(広域連合の処理する事務) 第 4 条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。 (1)～(9) 略 (10) 介護保険及び障害者総合支援に関する次の事務 ア 略	(広域連合の処理する事務) 第 4 条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。 (1)～(9) 略 (10) 介護保険及び障害者自立支援に関する次の事務 ア 略

イ 障害者総合支援の介護給付費等の支給に係る事務のうち審査及び判定に関する事務

(11)及び(12) 略

(広域連合が作成する広域計画の項目)

第5条 広域連合が作成する広域計画は、次の項目について記載するものとする。

(1)～(9) 略

(10) 介護保険及び障害者総合支援に関する次の事務

ア 略

イ 障害者総合支援の介護給付費等の支給に係る事務のうち審査及び判定に関する事務に関連して広域連合及び関係市町が行う事務に関すること。

(11)及び(12) 略

別表 (第18条関係)

区分	負担割合
略	
<u>障害者総合支援審査費</u>	略

イ 障害者自立支援の介護給付費等の支給に係る事務のうち審査及び判定に関する事務

(11)及び(12) 略

(広域連合が作成する広域計画の項目)

第5条 広域連合が作成する広域計画は、次の項目について記載するものとする。

(1)～(9) 略

(10) 介護保険及び障害者自立支援に関する次の事務

ア 略

イ 障害者自立支援の介護給付費等の支給に係る事務のうち審査及び判定に関する事務に関連して広域連合及び関係市町が行う事務に関すること。

(11)及び(12) 略

別表 (第18条関係)

区分	負担割合
略	
<u>障害者自立支援審査費</u>	略

附 則

この規約は、平成25年4月1日から施行する。